

多文化関係学会特定課題研究募集要項

第1条(総則) 「特定課題研究」とは、多文化関係学会（以下「本学会」と称する）が焦点を当てる特定の研究課題について、異なる分野を専門に持つ会員が集い研究を進める、分野横断的かつ継続的な研究連携の場である。

第2条(研究課題) (1) 特定課題研究として取り組む研究課題については、本学会の学術委員会（以下「学術委員会」と称する）が募集する。

(2) 研究課題は、以下の基準をいずれも満たすものとする。

(a) 本学会の目的にふさわしいもの。具体的には、会則に定められている、「個人レベルから組織・集団・社会・国家レベルに至るまでの諸問題を、文化性、関係性、超領域性という視点を軸に、多様な文化間の相互作用について、多面的かつ動的に研究することを目的とする。併せて、日本と世界の諸地域との比較文化研究や日本国内の多文化に関する研究を重視しつつ、これまでの学問体系を横断的に切り開く新しいパラダイムの転換をめざす」という目的の実現に貢献しうるもの。

(b) 課題への取り組みに際して、本学会の会員による研究連携によって取り組むことが可能であり、かつ研究連携が必要となるもの。

(c) 特定課題研究として採用された時点で、連携して研究に着手することが可能な会員が複数存在すること。

(3) 研究課題の応募が可能なのは、募集時点での当該年度の会費を納入済みである本学会の会員である。ただし、会員の種別は問わない。

(4) 学術委員会は応募された研究課題の中から、特定課題研究として採用する研究課題を審議し、決定する。

(5) 前項で決定した研究課題については、学術委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た上で、正式に認められる。

(6) 前項で決定された研究課題の採否については、学術委員長が応募者に通知する。

(7) 特定課題研究とならなかった研究課題については、他の研究と同じく、本学会の年次大会においてパネルを企画し応募する等の機会を利用して研究発表を行うことが可能である。

第3条(特定課題研究グループ) (1) 特定課題研究グループとは、前条で決定した研究課題の解明に共同で取り組む、本学会の複数の会員からなる集団である。

(2) 特定課題研究グループのメンバー（以下「研究メンバー」と称する）は、研究課題の応募者が応募に先立って募集する。研究課題の応募者は、応募の際にメンバー候補の一覧も合わせて提出する。

(3) 研究メンバーとなることが可能なのは、募集時点での当該年度の会費を納入済みである本学会の会員である。ただし、会員の種別は問わない。

(4) 学術委員会は特定課題研究の審査の際に、応募者の応募資格等についても合わせて審査を行い、研究メンバーを決定する。

(5) 前項で決定した研究メンバー候補については、学術委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た上で、正式な研究メンバーとして認められる。

(6) 前項で決定されたメンバーの採否については、第2条(5)における研究課題の採否とともに、学術委員長が応募者に対して通知する。

第4条(特定課題研究の期間) (1) 特定課題研究の実施に際しては、理事会が決定した開始日から募集時に応募者が申告した期間内に行うものとする。

(2) 特定課題研究の期間は1年ないし2年とする。

第5条(特定課題研究グループへの支援) (1) 理事会が承認した特定課題研究グループに対しては、特定課題研究の開始にかかる財政面での支援ならびに、研究成果報告の機会提供、その他研究遂行にかかる助言などの支援を行う。

(2) (1)の支援を行うために、特定課題研究グループは学術委員会に対しアドバイザーの配属を求めることができる。アドバイザーは特定課題研究のスタートアップ、他の研究助成への応募や、成果物発信などに関し、特定課題研究グループへの助言を行う。

(3) その他、特定課題研究グループへの支援の具体的内容については、理事会が別途定める。

第6条(特定課題研究グループの義務) 特定課題研究グループは、以下の義務を負う。

(a) 研究メンバー代表を選出し、学術委員会に通知すること。代表は学術委員会との連絡や調整および、(b)以下で示した義務について主に責任を負う。

(b) 研究成果に基づき、多文化関係学会年次大会において成果発表を行うこと。

(c) 研究成果に基づく学術論文・研究ノート・研究発表等の成果物を公表する際に、成果物において「多文化関係学会特定課題研究」の成果である旨を明記すること。また、公表後は(d)で定める当該の年度終了後の研究報告書において報告すること。その際には、成果物の題名、公表する媒体ないし会議・研究会等の名称に加え、会議・研究会の場合は日時および場所を明記すること。

(d) 研究期間中の各年度終了後、3カ月以内に研究報告書を提出すること。様式については別途定める。なお、研究報告書は原則として一般に公開される。

第7条(特定課題研究に基づく研究成果の学会誌投稿について) 特定課題研究の成果について、多文化関係学会学会誌に投稿する際には、通常の投稿と同じ査読を課す。

第8条(特定課題研究以外の研究助成獲得について) (1) 特定課題研究グループは、研究遂行上の必要に応じて、特定課題研究以外の研究助成への応募、申請や、クラウドファンディングの募集を行うことができる。ただし、当該の研究助成制度が重複申請を認めていない場合を除く。

(2) 研究助成への応募、申請や、クラウドファンディング募集等に関わる手続きについては、特定課題研究グループが全て自らの責任において行うこと。また、多文化関係学会および学術委員会は一切の責任を負わない。

第9条(期間内の特定課題研究の扱い) (1) 特定課題研究期間内においては、第6条(c)によって届け出られた成果物および(d)の研究報告書等を元に、学術委員会が特定課題研究の進

抄状況について確認する。

(2) (1)で示した確認作業によって、特定課題研究の内容が採用時点のものから大幅に逸脱したと学術委員会が判断した場合、学術委員長は特定課題研究グループに対して説明を求めることができる。

(3) (2)に加えて、特定課題研究グループの活動によって多文化関係学会の名誉が損ねられたと学術委員会または理事会が判断した場合にも、学術委員長は特定課題研究グループに対して説明を求めることができる。

(4) (2)および(3)で示した特定課題研究グループによる説明については、学術委員会が協議を行い、十分なものとは認められない場合、再審査や特定課題研究の採用取り消し等の処置案を決定する。

(5) (4)で決定した処置案については、学術委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た上で、最終的な処置として決定する。

(6) (4)によって再審査が決定した場合、学術委員会はただちにこれを行い、特定課題研究の採用取り消しの是非を判断する。判断結果については学術委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た上で、最終的に決定する。

第 10 条(期間終了後の特定課題研究の扱い) (1) 特定課題研究期間の終了後、学術委員会は第 6 条(d)に定められた研究報告書および期間内の成果物等を基に、特定課題研究の成果について評価を行う。評価の基準ならびに方法については別途定める。

(2) (1)で決定した評価については、学術委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た上で、最終的に決定する。

(3) 特定課題研究グループが期間終了後も特定課題研究を引き続き行いたい場合、研究メンバー代表は期間終了の 2 ヶ月までに学術委員長にその旨を申し出なければならない。

(4) 前項の申し出については学術委員長から理事会に報告し、理事会で審議を行う。

(5) 審議の結果継続が相当と認められた課題については、研究期間をさらに 1 期（当初定められた期間と同じ）延長することができる。

(6) 本学会および「特定課題研究」の名称を使用しない場合は、(1)から(3)の定めにかかわらず、本学会内での通常の研究活動を妨げるものではない。

第 11 条(その他) (1) 特定課題研究グループにおいて、当該期間内は、研究課題採用決定時に登録したメンバーで活動を行う。

(2) 特定課題研究グループにおいて、事情により研究の継続が困難になった場合は、ただちに研究メンバー代表から学術委員長に申し出なければならない。

(3) 前項の申し出については学術委員会で協議し、対応を決定する。

(4) 前項で決定した事項については、学術委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得る。